

奈良県医師会指定学校医制度要綱

(平成21年4月15日一部改正)

1. 目的

地域保健活動の円滑な推進と健康教育の充実・発展を図るため、学校医としての資質の向上を目的として、奈良県医師会指定学校医（以下、県医指定学校医と称す。）制度を設置し、研修会を実施する。

2. 申請資格

奈良県医師会学校医部会会員とする。

3. 新規申請

1) 新たに学校医として委嘱を希望する医師ならびに委嘱2年以内の学校医が、県医指定学校医の申請をする場合は、2年間で3単位以上の指定学校医制度における単位として認める研修の履修を必要とする。但し、うち1単位以上は必須学校医研修を履修することが望ましい。

2) 既に学校医（2年以上）である医師が県医指定学校医の申請をする場合は、2年間で2単位以上の指定学校医制度における単位として認める研修の履修を必要とする。但し、うち1単位以上は必須学校医研修を履修することが望ましい。

(1) 研修期間

毎年度の4月1日より開始し、2年後の3月31日までとする。

(2) 研修受講申し込み期間（毎年度）

4月1日～5月31日

(3) 研修受講申し込み方法

指定を希望する医師は、研修受講申込書（様式1）を地区医師会長を通して奈良県医師会長に提出する。

地区医師会長は、指定を希望する医師の一覧表（様式2）を作成し、奈良県医師会へ提出する。

(4) 申請手続き

指定を希望する医師は、指定学校医申請書（様式3）に研修記録を含む必要項目を記載し、指定期日までに地区医師会長を通して奈良県医師会長に提出する。

但し、研修期間後の単位取得は認めないものとする。

4. 更新申請

1) 指定資格は4年ごとに更新するものとし、更新のためには4年間で4単位以上の指定学校医制度における単位として認める研修の履修を必要とする。

但し、うち1単位以上は、必須学校医研修を受けることが望ましい。

(1) 更新申請受付期間（毎年度）

4月1日～5月31日

(2) 更新申請手続き

更新を希望する医師は、奈良県医師会から送付される指定学校医申請書（様式3）に研修記録を含む必要項目を記載し、指定期日までに地区医師会長を通して奈良県医師会長に提出する。

但し、有効期限後の単位取得は認めないものとする。

5. 指定学校医制度における単位として認める研修

1) 必須学校医研修

奈良県医師会が主催するもの

2) 学校保健研修として認められるもの

- ・奈良県医師会学校医部会主催の学校保健関連の研修会（1単位）
- ・日本医師会主催の学校医講習会（1単位）
- ・全国学校保健・学校医大会（1単位）
- ・近畿医師会連合主催の学校医研究協議会総会（1単位）

3) 学校保健研修として指定するもの

学校保健に関連した研修会等。指定を希望する場合は、1ヵ月前までに申請書（様式4）を部（医）会を通じて奈良県医師会へ提出するものとする。

また、研修会終了後1ヵ月以内に、実施報告書（様式5）に参加者名簿を添えて奈良県医師会に提出するものとする。

6. 審査

(1) 県医指定学校医（新規・更新）

指定学校医の認定は、奈良県医師会長の承認を得るものとする。

(2) 指定研修会

指定研修会は、奈良県医師会学校医部会にて内容を検討審査し、奈良県医師会長の承認を得るものとする。

2. 申請資格の「奈良県医師会学校医部会会員とする。」のとおり、制度に参加される場合は、学校医部会へのご入会をお願いします。（年会費 2,000 円）